

# 介護保険料

## 特別徴収（年金からの引き去り）

## 仮徴収のお知らせ

特別徴収とは？

介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金を受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き去られています。（一部、例外もあります。）この年金からの引き去りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

これら特別徴収の対象となる皆さんの、平成14年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させていただきます。

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯員の前年の所得状況により決まります。4月以降に徴収する介護保険料（平成14年度の保険料）は、平成13年の所得状況が確定す



る6月以降でないと確定できません。そこで、4月・6月・8月に支給される年金から引き去る保険料額は、仮の保険料額として、原則として平成14年2月に引き去りした保険料額と同じ額とさせていただきます。これを仮徴収といいます。

保険料額が確定したら

その後、確定した平成13年の所得状況をもとに決定した平成14年度の介護保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に分けて徴収させていただきます。

介護保険料額を決めるしくみは毎年同じです。来年度以降も、4月・8月については仮徴収させていただくこととなります。あらかじめご了承ください。

なお、平成14年度の所得段階別介護保険料額は、下の表のとおりとなっています。

問い合わせ先 ① 介護年金課 ② 14  
11 番内線 142 番

平成14年度の所得段階別介護保険料額

所得段階	所得	保険料率	年間保険料額
第1段階	住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者生活保護の被保護者	基準額 × 0.5	15,552円
第2段階	被保険者の世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75	23,328円
第3段階	被保険者本人が住民税非課税	基準額	31,104円
第4段階	被保険者本人が住民税課税	被保険者の年間合計所得金額が250万円未満	基準額 × 1.25
第5段階		被保険者の年間合計所得金額が250万円以上	基準額 × 1.5

年の途中で第1号被保険者の資格を得たり失ったりした場合は、月割で計算するため、この表の金額とは異なります。

### 第3回 高齢者保健福祉協議会

平成12年3月に策定した「彦根市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の進行管理や、次期計画を策定するための協議会を開きます。

会議は公開で行われます。より充実した計画とするためにも、多くの皆さんの傍聴、ご意見をお待ちしています。

日時 3月20日(水) 18:30～

場所 彦根市障害者センター（平田町・福祉保健センターの西隣）

議題 オンブズパーソン制度  
介護保険等の現状  
計画の見直し作業 など

問い合わせ先 ① 介護福祉課（平田町・福祉保健センター2階） ☎23-9660、FAX26-1768、E-mail : kaigo@mx.biwa.ne.jp